

議案第 5 号

狭山市情報公開及び個人情報保護審議会条例の一部を改正する条例

狭山市情報公開及び個人情報保護審議会条例（平成 2 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「実施機関」を「市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

令和 5 年 2 月 2 2 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

狭山市情報公開及び個人情報保護審議会の所掌事務に係る規定について、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。